

「公庫定例相談会」のご案内

日本政策金融公庫 福岡支店では、以下の日程で「公庫定例相談会」を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

日時：令和6年11月19日(火)

10:30～16:00

会場：志免町商工会

住所：福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目14-10

TEL：092-935-1337

対象者：志免町商工会員様及び志免町に営業所、事務所を構えていらっしゃる事業主

参加費：無料

申込み：要（裏面の参加申込票を令和6年11月12日までにご提出ください）

「定例相談会」の特徴

- 志免町商工会に日本公庫の融資担当者がお伺いし、融資や事業に関するご相談を承ります。
- 融資制度全体にかかるお問い合せや創業・事業承継に関するご相談なども可能です。
- 事前に決算書等の資料を提出いただければ、より迅速に融資審査結果をご連絡できます。
- 事業資金のほか、教育資金のご相談も承ります。

ご相談内容の例

- 受注が増えて忙しくなりそうなので、仕入資金を手当てしたい。
- 従業員へボーナスを出そうと考えているので、その資金を準備したい。
- 生産性向上のため、最新工作機械を導入したい。
- 設備が老朽化したので、新しいものに買い替えたい。
- 事業資金と合わせて教育資金も相談したい。

お申込方法は、裏面をご覧ください。

ご紹介する融資制度の例

資金名	貸上げ貸付利率特例制度	創業支援貸付利率特例制度
ご利用いただける方	新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額（注1）の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方（注2）	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方
利率（年）	各融資制度に定める利率-0.5% （貸付日から2年間） （※）利率の下限は0.3%	各融資制度に定める利率-0.65% ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率-0.9%
その他	上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます	上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます

（注1）雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含まれますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

（注2）最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。

○お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、適用される金利が異なります。

○上記以外の融資制度やお子さまの進学・在学を応援する「国の教育ローン」も取り扱っております。

くわしくは、当公庫ホームページ（<https://www.jfc.go.jp/>）をご覧ください。お近くの支店へお問い合わせください。

○ご案内の融資相談会に参加をご希望の方は、以下の参加申込票に必要事項をご記入いただき、**志免町商工会へメール（shime@shokokai.ne.jp）**、または**FAX（092-935-1349）**、**郵送（相談会場に同じ）**してください。

参加申込票

お名前(会社名・屋号)	代表者名
ご住所:	お電話番号:
業種:	
<p>該当項目の□に「✓」を付けてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談会に参加を希望する。(ご希望の時間帯をお選びください)</p> <p>時間帯 <input type="checkbox"/> 10:30~11:30 <input type="checkbox"/> 11:30~12:30 <input type="checkbox"/> 13:00~14:00</p> <p> <input type="checkbox"/> 14:00~15:00 <input type="checkbox"/> 15:00~16:00</p> <p><input type="checkbox"/> 担当者から電話をもらいたい。</p> <p><input type="checkbox"/> パンフレットなど融資に関する詳しい資料を送ってほしい。</p>	

ご記入いただいたお客さまの情報は、日本政策金融公庫および志免町商工会が以下の利用目的の範囲内で利用いたします。

- 本相談会の実施・運営
- アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)

※上記3の利用目的に同意されない方は、右の□に「✓」を付けてください。 □前3の利用目的で利用することに同意しません。